

学校法人国際基督教大学 ご入学の皆様へ！



学生生活や日常生活のもしまを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)

付帯学総にご加入いただく場合、学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入が必要です。学研災の加入については、大学までお問い合わせください。

学生自身の病気やケガ、
インターンシップ中や自転車運転中の高額賠償事故などを、
24時間、365日幅広く補償します。

全国各地の自転車条例
にも対応しています！

賠償責任保険金
示談交渉
サービス付



©東京海上日動

かぜによる通院でも1日
目から対象調剤薬局で
処方された薬代金も対象

通院1日目から
補償



©東京海上日動

自動セット

メディカルアシスト

一人暮らしの学生も安心
です！！
お電話にて各種医療に関
する相談に応じます。

団体割引
30% 適用

申込締切 **2020年8月28日(金)**

※必ず締切日までに振込みください。

- 2020年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は振込日翌日から補償開始となります。
- 2020年4月30日以降にお振込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。
- 退学等の場合には、残期間に応じてご返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

ICU 国際基督教大学
Expanding Potential INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY

公益財団法人 日本国際教育支援協会



NEW!! 2020年度より便利で簡単な「Web加入」を新設いたしました！

左記QRコードを読み込み。サイトにアクセス後、加入手続きを進めてください。

サイトのご利用: 8:00~22:00の間でご利用ください。

保険料のお支払い: コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※ 1申し込みにつき、システム利用料を含め30万円以内の場合に本サイトからお申し込みが可能です。
なお、現金のみのお取り扱いです。

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人**が偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。



ケガ

国内外で**学生本人**が急激かつ偶然な外来の事故で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

全額	自己負担金	保険金
3	4,380	4
全額	消費税等	税

ケガ・病気

国内で**学生本人**がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。）

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2020/4/15 のケース

60日を経過した日：2020/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2020/6/30

2020/4/15 ~ 2020/6/30 の治療がお支払対象

(※3) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

(※4) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人**が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で**扶養者**が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて**扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。



国内で**学生本人**が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額） 5,000 円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。



国内で**学生本人**が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{※1}

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。）・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{※2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

※1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！一度の手続きで卒業まで安心！

①スマートフォンやPCからのWeb加入 NEW!!

2020年度よりWeb加入を新設いたしました。

スマートフォンやPCを用いて、ペーパーレスで簡単にご加入手続きができます。パンフレット表紙および同封チラシのQRコードを読み込み加入手続きを進めてください。

②郵便局でのお申し込み

1 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。

保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

2 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。

記入例に従いご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。

3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。

振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は払込人負担です。



4 11月中旬頃、加入者証が到着する。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。
*送付先は扶養者住所です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン日本興亜(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	(株)ICUサービス	〒181-0015 東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学 本部棟2階 (TEL 0422-33-3530 FAX 0422-33-3765) 注)学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口(学生サービス部)までお問い合わせください。
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 公務第二部 文教公務室	〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生サービス部）までお問い合わせください。

2019年12月作成
19-T05410

重要事項説明書

【契約概要・注意喚起情報のご説明】

総合生活保険
(こども総合補償)
にご加入いただく
皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】
契約概要
保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み
この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者があります。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただいた特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましても、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等
基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複するご対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
※1 総合生活保険 (こども総合補償) 以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動 (以下、「弊社」といいます。) 以外の保険契約を含みます。
※2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定
この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期
ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金をお支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等
(1) 保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
払込方法については、パンフレット等をご確認ください。
7 満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

※2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項 (☆) となります。
※3 この保険以外に他契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クリーングオフ
ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。
3 死亡保険金受取人
総合生活保険 (こども総合補償) において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください (指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務
加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) ですので、正確に記載してください (弊社の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記【II-1 通知義務等】をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点の告知事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】
☆: 告知事項かつ通知事項
●: 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等
★: 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{※2}
☆: 告知事項
●: 保険の対象となる方ご本人の生年月日
●: 他の保険契約等^{※3}を締結されている場合には、その内容
※1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等
【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとにも異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記【II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】】をご参照ください。

【その他 ご注意ください】
●すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
【ご加入後の変更】
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きを怠らなければなりません。保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいたから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の方担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき
ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{※1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{※2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
●満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
※1 解約日以降に請求することができます。
※2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方へのお申出による解約
総合生活保険 (こども総合補償) においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき
【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることがあり更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
【保険金請求忘れのご確認】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報等の取扱い
払込取扱票裏面の<個人情報情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。
●損害保険会社等間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的には使用しません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
●総合生活保険 (こども総合補償) で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効となります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することがあります。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。
3 保険会社破綻時の取扱い等
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するとともに発生した損害の事故に係る保険金については100%) まで補償されます。
1年起	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項
●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向およびご加入内容にのっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上大切なことがらが記載されていますので、一読のうえ、加入者票とともに

ご加入内容確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険金額、免責金額 (自己負担額)
- ☐ 保険料、免責金額 (自己負担額)
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。
万一、一記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合せ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様 (保険の対象となる方) がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前 9 時 15 分 ~ 午後 5 時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

に保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

5 事故が起こったとき
●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただく必要があります。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等 (弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった構本等の提出を求める場合があります。)
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払すべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{※1}または3親等内の親族 (あわせて「ご家族」といいます。) のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

※1 法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権は時効 (3年) がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が損害賠償保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、以下の範囲に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

